

社会福祉法人やまぶき会と武蔵村山市との武蔵村山市立つみき保育園の
民設民営方式への移行に関する覚書について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。



武蔵村山市立つみき保育園の民設民営方式への移行に関する覚書

武蔵村山市（以下「市」という。）と社会福祉法人やまぶき会（以下「やまぶき会」という。）は、武蔵村山市立つみき保育園（以下「つみき保育園」という。）の民設民営方式への移行に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 覚書の目的

この覚書は、つみき保育園の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 8 第 1 項に規定する公私連携型保育所を前提とした民設民営方式への移行に関し、やまぶき会を同項に規定する公私連携保育法人の候補者とし、公私連携型保育所の設置及び運営等に関する協定の締結に向け、市とやまぶき会の役割と責務及び協力の内容等を定めることを目的とする。

2 役割と責務

(1) 市の役割と責務等

ア 保育等の内容

市は、公私連携型保育所において行う保育等の内容について、やまぶき会と協議するものとする。

イ 設備の貸付け、譲渡その他の協力

市は、つみき保育園の民設民営方式への移行に関し、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力について、やまぶき会と協議するものとする。

ウ 情報の提供

市は、やまぶき会及び市民に対し、民設民営方式への移行に関する必要な情報の提供を行うものとする。

(2) やまぶき会の役割と責務

ア 保育等の内容

やまぶき会は、公私連携型保育所において行う保育等の内容について、市と協議するものとする。

イ 情報の提供

やまぶき会は、市及び市民に対し、民設民営方式への移行に関する必要な情報の提供を行うものとする。



3 覚書の有効期間

この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和4年3月31日までとする。

4 協議

この覚書に定めのない事項で、公私連携型保育所を前提とした民設民営方式への移行に関して必要な事項は、市とやまぶき会が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、市及びやまぶき会でそれぞれ記名、押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年4月1日

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市

代表者 武蔵村山市長 山崎 泰 大



東京都西多摩郡檜原村357番
社会福祉法人やまぶき会

代表者 理事長 土橋 富美子

